

CTG ぎ 建交労 とちぎ

発行所 全日本建設交運一般労働組合
 栃木県本部 〒327-0315
 栃木県佐野市吉水駅前1-2-1
 Tel. 0283-62-7312 fax 0283-62-7318
 www.kenkourou.or.jp/
 E-mail: DQJ06744@nifty.com

関野建材工業破産事件 団体交渉により一部和解に

碎石生産販売会社

「関野建材工業株式会社」（本社佐野市）は今年6月3日、宇都宮地方裁判所に破産手続き申立てを行いました。組合員・関係事業者も約2か月分が未払いになりました。

組合では「直接取引をしていた個人代車については実質的には労働者であり、労働債権として優先的に支払うべきである」と要求しました。

7月19日、管財人との団体交渉が栃木県弁護士会館で行われました。

組合ではあらためて組合員らの就労実態を説明し救済を求めました。

管財人は組合の主張に一定の理解を示しましたが「裁判所から選



現在裁判所の管理下にある関野建材の足利鉱山。

任されている立場であり裁判官が判断することになる。個人代車の労働者性については最高裁の『旭紙業判決』（左参照）があり労働者が否定されている。

この事件と比較検討せざるを得ない」と厳しい見通しを示しました。業者とされれば一般債権扱いになり、負債額（約17億円）を考えれば回収は極めて厳しいことが予想されます。

8月に入り管財人から「やはり認められない。ただし和解に応じ

県職員が虚偽説明 倒木事故責任認めず

組合員らと協議した結果、和解に応じることで合意しました。組合としては今回の裁判所、管財人の対応を評価したいと思いを述べ、一部支払いと提示されました。

組合員らと協議した結果、和解に応じることで合意しました。

組合員羽山建材さんのダンプが佐野市内の県道を走行中、突然道路面の枯木が倒れダンプキャビンを直撃し破損する事故が発生しました。

倒木は樹皮が剥がれ根腐れしており、根元から折れていました。

組合では道路管理者で

ある栃木県安足土木事務所と交渉を行いました。担当職員は「木は道路敷地外から倒れており、このような事故で道路管理者の責任が認められたケースはありません」と発言しました。

ところが組合で調べたところ、道路敷地外からの倒木事故で道路管理者の責任を認定した最高裁判決（平成18年）のあることがわかりました。指摘すると職員も判決を知っていました。県は虚偽の説明を行っていたことになりました。

羽山さんの話。

「ウソをついてあきらめさせようとした県の姿勢は許せない。いままですう言われて泣き寝入りした県民もいると思う。訴訟も視野に徹底的に争う」。

労働債権・旭紙業判決とは

会社が破産した場合、従業員の賃金は民法上事業者などの一般債権より優先して弁済を受けることのできる「先取特権」が認められています。今回組合は代車であっても「労働者性がある」と主張し、この「先取特権」を適用して救済するよう求めました。

管財人が団体交渉を主張した最高裁の

8年前の状態。すでに枯れて危険な状態であることがわかる。



8年前の状態。すでに枯れて危険な状態であることがわかる。

栃木県も残土一斉点検実施

7月に静岡県熱海市で発生した盛土大規模災害を受け、県と市町による県内盛土一斉点検が行われています。この影響で受け入れが一時中止になるなど処分場不足問題が深刻化しています。

一斉点検は国の方針です。対象は2000年ごろまでのデジタル地図と2008年以降の地図を照らし合わせ、標高が5m以上高くなった地点としています。

このうち①土砂災害警戒区域内や上流域②山地災害危険地区内や集水区域③盛土に住宅

地を造成する「大規模盛土造成地」に該当する盛土を抽出し現地を目視による点検を行う予定です。

組合では元請発生者責任の明確化、処分単価の改善を求め取り組みを強めます。



崩落した熱海残土

